平成２７年（フ）第６４２号
札幌市手稲区曙２条３丁目５番14―105号
債務者　沢中　祝次
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６４７号
札幌市豊平区中の島１条９丁目４番18号　カーサ中の島101号、申立時の住所札幌市東区北27条東７丁目１番25号　ハイツニシカワ202号
債務者　芦谷　恵美
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６５０号
札幌市白石区栄通21丁目21番24号　ベアーズⅡ―301号
債務者　阿部　有華（旧姓柳瀬）
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６８８号
札幌市豊平区中の島１条９丁目３番14号　フローレンス中の島101号
債務者　伊藤　則之
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６９２号
札幌市北区太平10条２丁目２番36号
債務者　虻川　友司
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第６９７号
札幌市東区北34条東28丁目６番１―307号
債務者　大谷美枝子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７０３号
札幌市東区北35条東６丁目３番１号　ルミエールエクセレント35Ａ102号
債務者　長谷川真理
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７０８号
札幌市北区屯田１条１丁目１番６―602号
債務者　釜鈴　　徹
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７１４号
札幌市白石区東札幌１条５丁目２番５号　竹俣マンション101号
債務者　菅谷　直広
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７２５号
札幌市東区北27条東13丁目４番３号　佐藤ハイツ202号
債務者　鈴木　伸枝
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７２９号
札幌市北区北31条西13丁目５番７号　メモリアルタウンＮ31Ａ101号
債務者　佐々木由美子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７３１号
札幌市白石区東札幌４条３丁目１番17―102号
債務者　鳴海　正教
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７４７号
札幌市北区屯田２条５丁目１番２号
債務者　今村　憲子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７５２号
札幌市西区琴似２条６丁目１番30―505号
債務者　山崎　昭美（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６２号
札幌市白石区南郷通３丁目南６番18―702号
債務者　山田　雄幸
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第７６７号
札幌市東区北42条東６丁目２番20―205号
債務者　瀬山　義一
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第２６号
北海道北見市花園町34番地25
債務者　大泉　文男
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第２８号
福島県河沼郡柳津町大字柳津字安久津乙58番地、前住所福島市本内字宣野１番地の146
債務者　増井　裕美
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係